

## 第41回広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

令和6年6月14日（金）午後3時から午後5時まで

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [委員]

荒井秀太郎（新任）、池本賢一、伊藤嘉亮（新任）、岩崎誠、小池英樹、寺西環江、濱口浩（新任）、星野和敏、村上智子（新任）、森實有紀、山根以久子

#### [説明者]

大槻真人首席家庭裁判所調査官、後藤花絵次席家庭裁判所調査官、竹田聡次席家庭裁判所調査官、京田晴美主任家庭裁判所調査官、藤井常正家事首席書記官、岩本兼一少年首席書記官、中田孝造次席書記官、小笹裕一家事訟廷管理官、河村純香主任書記官、岡田健三事務局次長

#### [事務担当者]

坂本慶二総務課長、高村理佳総務課課長補佐

### 第4 議事

- 1 開会宣言
- 2 委員異動報告
- 3 委員挨拶、自己紹介
- 4 委員長選任
- 5 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあ

った一人が傍聴することを許可した。

## 6 議事

「家事調停手続について」

### [委員長]

前回の委員会では「利用しやすい家庭裁判所」というテーマで、委員の皆様から多岐にわたり大変有意義な御意見等をいただきました。

その御意見をいただいた上で取り組んだことについて、説明者から報告させていただきます。

### [説明者]

前回の家庭裁判所委員会では、利用しやすい家庭裁判所をテーマに、家庭裁判所で多く利用されている事件類型である相続放棄手続について実情等を御説明し、委員の皆様から、利用者がストレスなくスムーズに手続を進めるための方策等について御意見をいただきましたが、その後御意見を踏まえて取り組んだことについて、6点報告させていただきます。

まず1点目ですが、書類提出のみの来庁者も、他の手続案内を求める来庁者と同様に、長く待ち時間が生じているとの御意見については、職員が時折待合ブースに声掛けをするなどして長時間待っている来庁者がいないかを確認し、書類提出のみの来庁者には、一番奥にある記録閲覧用ブースが空いていれば同ブースで対応することとしました。また、2月7日に開催した弁護士会との意見交換会において、比較的来庁者の少ない時間を周知し、できる限りその時間帯に利用していただくよう促しました。

2点目ですが、利用者が家裁での相続放棄の手続によりアクセスしやすくするため、関係する機関から相続放棄の手続を案内してもらうことがよいのではないかとこの御意見については、広島市の税務課に対して、相続放棄の手続案内の文書を相続人に対する連絡の際などに同封してもらうようにしました。

3点目ですが、相続放棄の手続をより分かりやすくするためにリーフレット等を利用するのがよいのではないかという御意見については、お手元にお配りしている資料のとおり、受付窓口で相続放棄の手続案内をする際の補助ツールを作成いたしました。これを活用して、分かりやすさ、柔らかさを意識して相続放棄の手続説明を行っています。

4点目ですが、家事事件の手続案内に関し、裁判所ウェブサイトでどこに掲載されているか分かりやすくしてはどうかという御意見については、現在、相続放棄、子の氏の変更、後見制度などの裁判所ウェブサイトでの手続案内や動画にリンクする2次元コードを、銀行や市町に送付し、その窓口に備え置いたり、窓口担当者に活用してもらえたりするよう、準備中です。

5点目ですが、御意見をいただいたものではありませんが、正面玄関の待合ブースを明るくし、案内表示も一見して分かるよう工夫いたしました。

最後に6点目ですが、これも御意見をいただいたものではありませんが、当事者から提出していただく戸籍謄本等について原本でなく写しでも可能とする取扱いに改めました。

**[委員長]**

それでは、議事に入らせていただきます。

本日のテーマは「家事調停手続について」です。家事調停手続は、非公開であり、関係者以外の方には身近な手続とは言えませんので、各職種がどのように関与するのか、実際にどのような流れで行われているかなどについて知っていただくために、御説明や模擬調停を行わせていただきます。

**[説明者]**

(家事事件の事件動向並びに家庭裁判所において特徴的な職種である家事調停委員及び家庭裁判所調査官について資料を用いて説明した。)

**[委員長]**

何か御質問のある方はいらっしゃいますか。

[ A 委員 ]

基本的な部分のことなのですが、コロナ前と比べて、調停期間が延びているなどの傾向があれば教えていただきたいと思います。

[ B 委員 ]

コロナ禍により、密室を避けるとか、距離を保つとか、そういう問題もありましたので、使える調停室に限られ、コロナ期に事件が滞留してしまったという実情があり、その関係で事件の回転が悪くなって、審理期間がやや延びてきているのかなという感じはあります。ただ、コロナが明けて通常営業に戻りまして、調停室の見直しも行い、裁判所としても事件の回転を良くして早く解決に結び付けたいということで、いろいろな取組もやっております、徐々に改善しつつあるのかなという、ざっとした印象で申し訳ないのですが、そういう感じで受け止めております。

[ C 委員 ]

すごく単純な質問で申し訳ないのですが、婚姻費用分担事件が増えていますが、婚姻費用分担とは、単純に婚姻費用の分担、結婚の費用ということですか。

[ B 委員 ]

婚姻費用の分担といいますのは、別居している御夫婦の生活費の分担ということで、多くは妻のほうで別居している夫に対して、生活費を払ってくださいと、そういう申立てになります。

[ D 委員 ]

家庭裁判所調査官が足りているのか足りていないのかよく分からないのですが、家庭裁判所調査官が広島家裁に何人、全国的に何人くらいいるのか教えていただくと有難いです。

[ 説明者 ]

全国では大体 1, 600 人というふうに言われております。広島家裁で、育児休

暇を取得していたりですとか、いろんな関係があつたりしますけれども、大体本庁で25人前後ぐらい、呉、尾道、福山、三次の各支部にそれぞれ家庭裁判所調査官がおりますので、大体15人弱、多少前後ございますが、ざっくりと本庁25人と支部15人くらい、そのようなイメージでございます。

(離婚調停を題材とした模擬調停を実演した。)

#### [委員長]

それでは調停手続について御説明差し上げまして、模擬調停も御覧いただいたところなのですけれども、御感想などありましたらお聞きしたいと思いますし、こういうところをこうしたら、もっと良くなるんじゃないかなど、そういった御意見もありましたら是非伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### [E委員]

どういう観点で調停をされているのかというところで、一つはやはり子供の福祉の観点、それから中立性というところかなと思って拝見をしていたのですけれども、親権者の決定に当たって、最後は総合的な判断になるのかもしれませんが、重視するポイントみたいなものがあるのかという点を少し教えていただければと思います。

#### [B委員]

親権者を決めるに当たっては、やはり同居中にどちらがどれぐらい、子どもの監護に関わってきたか、どんな関わりをしていて、お子さんとどういう関係性を持っているかというところをお聞きしたり、調べたりするというのと、それぞれがもし親権者になった場合に、どういう監護環境の下、どんな態勢でどんなふうに育てていくか、収入がどれぐらいあるか、住環境としてどういったものを予定するのか、あるいは本当に1人だけで育てていくのか、あるいは援助してくれる親族等がいるのかいないのかとか、そういった今後予定されている監護の態勢であつたり、お子さんの心情であつたり意向だつたり、ある程度、中学、高校ぐらいの年齢のお子さんですと、自分の意見をはっきり言えたりしますので、そういったお子さんには調

査官が尋ねてお話を聞いたり、あと言葉で表現できないお子さんですと、親子が交流している場面を観察することによって、それまでの親子関係みたいなものが分かったり、表情とかしぐさとかでうかがい知ることでもできたりしますので、そういったいろんな要素を総合して、今後どちらと一緒に生活するのが子の福祉の上で、より良いのかという観点で判断することになるかなと思います。

**[E 委員]**

やはり子供の福祉の観点というのは重視する要素ということなのではないでしょうか。私どもは仕事柄、いろんな事情を抱える家庭の状況を見ますけれども、今、家庭の中ではいろんなケースがあって、夫婦仲だけの問題じゃなくて、核家族以外にも、やはり高齢者を抱えていたりして、高齢者の介護が絡んでいる、あるいは兄弟の問題で障害のある子供がいるなど、背景にいろいろな家庭内の複合課題を抱えられているケースもあったりして、なかなか一筋縄では判断が難しいようなケースがあったりします。やはりなかなか判断が難しいケースというのもありますでしょうか。

**[B 委員]**

今言ったような要素をお聞きしたり調べたりした上で、やっぱり悩ましいという事案はあるかなというふうに思います。

**[委員長]**

調停手続ですので、親権者がどちらがいいかということについては合意ができるという場合も少なくありません。逆に、離婚について合意はできているけれども、どちらが親権者になるのかということについては意見の対立がある場合は、調査官に入ってもらって、先ほど委員が説明したような事項を調査して、どちらのほうがいいのかということをお願いして、それを前提に交渉していただくんですけども、やはり親権を主張しているのに、自分のほうに親権が来ないという方が承諾しないということになると、調停としては成立しないということになりまして、そうなる裁判ということになります。ですから、離婚については合意というか、離婚は

しょうがないなど思っているカップルはいるんですけれども、親権者をどちらにすべきかということがネックになって、結局、調停としては成立しないという場合も多々ございます。

**[ F 委員 ]**

先ほどの模擬調停は、幸い私はああいう場面に出くわしたことがないので、非常に参考になります。今のお話も踏まえて言うと、やはり、ここで共同親権の話に思いが至らざるを得ない。基本的な考え方がまるっきり変わると同時に、どういふふうなイメージで共同親権のやり方を作っていくのか、あるいは単独親権にした場合、どういふ調停をするのかっていうのが、ちょっと私はよく分かってないし、皆さんもよく分かってないだろうと思います。

先ほど、大分前に日弁連が家裁及び調停委員が大変だろうと、その辺の強化をすべきであるという提言もしていたように思うのですが、まだ法改正されたばかりで、これからだと言われると、それまでなのかもしれませんが、その辺、家裁の現場でどういふふうに考えていらっしゃるのかというのも是非聞いてみたいんですけど、無理を承知で聞いていますけれども、いかがでしょうか。

**[ B 委員 ]**

まさに、本当にこれから検討に入るといふ段階ですので、家裁としてどんなふうな基本的な考えを持って、どんなふうに調停を進めるのかっていうのは、ちょっと今この場でお答えするのは難しいかなといふふうには思っています。答えになっていないのですけれども、ただ家裁に来られる方は、なかなか感情的な対立が激しくて、協力関係を持ってない方も多いので、そういう中で共同親権といふのをどういふふうに考えていったらいいのかといふのは、なかなか悩ましい問題だなといふふうに思っています。

**[ F 委員 ]**

今年の5月17日に成立しまして、2年以内に施行されるということなので、時

間はあるようで多分あまりない。そこでどういうふうな運用をするのか。特に国民の皆さんにどう周知して、恐らく一定の時期以前は今の現状で、ある日付以降は共同親権という、相当な混乱も予想されるので、裁判所だけでなく、国、法務省等々の議論、指針があるんだろうと思いますけれども、是非混乱なきようにやっていただくことを、ちょっと気が早いようですが、今から要望しておきますので、よろしくをお願いします。

**[委員長]**

ありがとうございます。ただ、ちょっと付け加えておきますと、共同親権にするのがいいかどうかということも、どちらのほうの子の福祉に適すのかという観点から決めるということは法律に入っていますので、例えば片方が嫌がって片方が強く希望している状況で、共同親権を認めた結果、子の福祉に反するような事態が発生しては困るので、そういう場合には否定されることになるし、逆に片方が拒んでいるけれども、共同親権にしたほうがお子さんのためになるんだと判断されれば認めることになるだろうし、飽くまでもお子さんの利益を考えて決めましょうという法律になっておりますので、これから我々で準備してイメージを作っていくということになると思います。あまり強調されていないのですけれども、法律には共同親権になった場合に、親権者が相手の人格を尊重しなさいという条文が入っています。ですから逆に言うと、それができないような人たちは、ちょっと困るなというふうに思っております。

それから、これも付け加えておきますと、これから離婚される方については、共同親権を選べるというか、そういう場合も出てくるのですが、既に離婚が成立していて、片方が親権者になっている場合についても、共同親権に改めてほしいという申立てもできることになっておりますので、そういう紛争もこれから出てくることは予想されるところです。みんなで準備して頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。



**[ C 委員 ]**

一応親権が決まった場合でも、そのときの状況ではそちらのほうがよかったかもしれないけれども、やはりしばらくたつと状況が変わりますよね。お母さんが子の親権を持って、結局、虐待したりとかいろいろ事件があったじゃないですか。そういった例でも、お母さんが親権を持っていたんですよね。状況が変わったとしても、やはり本人たちの訴えでしか対応はできないということですよ。

**[ B 委員 ]**

虐待などがあれば、児童相談所が関わったりして、別途の手続でお子さんを保護するということはあり得るかと思えます。調停が一旦成立して、そのときはそれでよしとして成立しても、その後に事情が変わるということは、御指摘のとおりあるわけで、例えば養育費なんかについても、それぞれの収入が変わってきたら見直しをしないといけないとか、面会交流もお子さんが成長するに従って見直しをしないといけないということがありますので、そういうときは見直しを求める側の方が申立てをされて、再度調停で話し合いをするということによくあります。

**[ 委員長 ]**

実際には1回の調停でも数時間かかったりすることもありますし、期日も何度も重ねていくことが少なくありませんので、今日模擬調停を見ただけではイメージが分からないかもしれませんので、分からなかったなっていうところがあれば、御質問いただいても結構ですし、今日御覧いただいたところで、当事者にとって分かりやすい手続になっているか、親切にちゃんとやっているかなどの感想や御意見があったら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**[ A 委員 ]**

今日はお子さんがいらっしゃるというシチュエーションだったんですけれども、お子さんがいらっしゃらなくて相当感情的対立がひどいといった場合に、それでもやっぱり調停前置主義というか、必ず調停はまずしなければいけないんですけども、

調停終了までの過程が、その場合、短くなる場合もあるのでしょうか。これは調停不可能というのを1回で判断して、2回目は無しね、みたいな、そういうケースはあるのでしょうか。

**[B 委員]**

それは千差万別といいますか、お子さんがいらっしゃらない御夫婦の場合でも、離婚するしないでそもそも対立してしまい、何回やっても一緒だという件は割りとは早く終わって、訴訟で決着をつけましょうということはあるかもしれませんが、離婚自体はお互いにいいんだけど、財産分与ですね、それまで形成した財産をどういうふうに分けましょうという、その清算のところでものすごくもめたりして、一体どんな財産があるんだろうというのを、それぞれの名義の財産をオープンにしてもらって整理してなどとやっていくと、期日は何回か重ねないといけなくなって長くなるというのものもあるかと思えますし、慰謝料を求めている場合に、そこが争いになったりすると、額だけの争いだったら調整をするかもしれないですけども、原因自体に争いがあれば、早く打ち切ることもあるのかもしれないし、争い具合や内容、当事者のキャラクターなどで一概には言えないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

**[D 委員]**

まさにおっしゃるとおりで、何で対立しているかとか、そもそもこの人たちはとても話ができないとか、調停は必ずやらなければならないので、やりながら、すぐに打ち切られることもありますし、話合いが無理な人は、代理人の側から早く裁判してほしいと裁判所にお願いすることもあります。一般的な話ですが、1回で諦めて不成立ということはあまりなくて、少なくとも2回ぐらいはして、それでどうしようもなさそうなら諦めて、ただ、面会で対立がある場合など、面会交流で会えるんだったら子供さんの親権を譲ってもいいけどみたいなときは、すぐに打ち切るよりは、やっぱり会う会わないとかは結構ナイーブでセンシティブな話なので、裁判

所が勝手に決めるよりは話し合いを優先したほうが絶対にいいっていうのは何となく、みんな思っているところで、それは話し合いをむしろ続ける方向で、当事者の対立が激しくても頑張って、それこそ1年とか2年かけて、会い方を頑張って調整することもあります。

**[A 委員]**

何となく、お子さんがいらっしゃる場合は別として、当事者が対立しているときに、当事者の気持ちとして早く裁判してほしいみたいなものがあるのではないかなと推測した部分があって、その中で調停前置主義みたいなところが、意外と当事者の気持ちを反映してない場合があるのかなと推測して聞いてみました。ありがとうございます。

**[委員長]**

絶対に離婚しませんということになると、それ以上、話が進まないことが多くて1回で打ち切るということもあるかもしれませんが、話を聞いてみると、条件次第では離婚してもいいという方が比較的多いので、離婚訴訟まで起こしてということになると、ある程度、年単位で解決が先になってしまいますので、条件次第でということであれば、やはりお話を聞いて、なるべく早期に話し合いでの円満解決を図るということをしてしますので、そういう場合は1回では普通は終わらずに、何回かはやっていくことになると思います。

**[C 委員]**

先ほど、私は、婚姻費用分担というのは何ですかとお聞きしましたが、結局、離婚が成立しなくて、ずっともめ続けて、籍は置いたままで別居した場合に、こうやって争うということなんですか。

**[B 委員]**

婚姻中は婚姻費用分担という問題がありますので、離婚が成立するまでは、ずっと払うという形になります。なので、まずは生活費の話を、大体離婚調停と婚姻費

用分担調停を同時に出してこられることが多くて、婚姻費用をもらいながら離婚の話し合いをしていきたいと思いますという形が多いかなと思います。

**[ F 委員 ]**

先ほどの模擬裁判で、月々の養育費は3万、3万5,000円とか、何かちょっと安いかなとも思ったんですけど、何か目安があるのでしょうか。

**[ B 委員 ]**

一応、当事者双方の収入額に応じて算定表というのがありまして、この収入とこの収入の人でお子さんが1人だったらこれぐらいみたいな表が公表されているのです。調停はそれをもとに調整をするというような形になっています。どの収入とどの収入だったら、3万5,000円ぐらいになるのか、ちょっとすぐには分からないんですけども、裁判所では収入額に見合った額というのをきちんと調整するようにやっております。

**[ I 委員 ]**

例えば、親権者がそれなりの収入があると、養育費をもらわなくても、ある程度、余裕ができるかもしれませんが、そこも加味されるんですかね。それとも払う側の収入で判断されるのでしょうか。

**[ B 委員 ]**

双方の収入で判断します。

**[ I 委員 ]**

ちょっと将来的な話ですが、親権を持たない方が、じゃあ共同親権にしたいと申し立てるのは、家庭裁判所の調停を申し立てるんですか。

**[ 委員長 ]**

最初はそうですね。婚姻費用と養育費については、最高裁のウェブサイトを見ていただくと、こういうふうになっていますっていうのが出てますので、もし興味があったら御覧いただきたいと思います。

## [D 委員]

養育費は双方の収入で決まるので、例えば義務者、払わなければいけない人の収入が2,000万円を超えていると、月の養育費が20万円を超えちゃうケースもありますし、逆に非正規雇用の方で収入が低いと、本当に1、2万円になってしまうこともあります。なので、そこはもうケースバイケースというか、夫婦のそれぞれの収入によるとしか言いようがないですけれども、私がどちらかというに着目しているのは支払率のほうでして、今、日本では養育費を継続的に支払われている人が26パーセントぐらいと言われていています。家庭裁判所で養育費を定めたり、公正証書を作成されている場合には、払わなければ強制執行ができるので、その中でいうと、かなり高い確率で養育費は支払われているのですが、全体でいうと26パーセント、そもそも決めていなかったり、決めても払わなかったり、わざわざ追いつけるのがもうしんどいとか、いろんな理由で養育費が、3割も払われていないというのが今のところの現状です。話が飛んで申し訳ないんですけども、私は弁護士の仕事をしながら、すごく日本のジェンダーギャップについて考えることが多く、8割ぐらいお母さんが親権者になっている中で、女性のほうが収入が低いけれども、養育費は26パーセントしか払われていないというので、ちょっと貧困の連鎖みたいなものを感じることがありまして、例えばさっきの3万5,000円の養育費だと、もちろん食費にも足らなかつたりするし、それで高校に入学するのに鞆を買わなければいけないとか、最近ではパソコンも要るとか、いろんなものをそろえるのに足りないけれども、お母さんは非正規雇用のようなこともあるので、もっと養育費の支払率が上がればいいなと個人的には思っています。

## [委員長]

そうですね。約束したはいいが、中には本当に1回目から払わない、最初から払う気なかつたんじゃないのかと思う場合も無くはないんですけども、多少は払うけれども、長くは続かないという方が多いんでしょうかね。特に、再婚したりする

と、再婚相手との家庭のほうが大事になって、ますます払わないという方が、残念ながらいるようですけれども、どうやって履行を確保するかというのは、弁護士のほうがすごく深刻な問題なのではないでしょうか、裁判所も、何とか履行が実現されるように、というのは、いろんなところから言われている話題ではあります。それから、実は今回の改正で、法定養育費という制度ができたんですね。養育費について、最低限度の請求をできるようにしようという制度です。幾らになるのかは今後、法務省令で定め、多分もっと安くなるのだと思うんですけれども、ただ逆に細かい計算をしなくても、取りあえず請求できるという制度を作って、少しでも早くお金が入ってくるようにというのを目指してはいるようですけれども、我々もまだイメージも分からず、どれぐらい目指すかというのは分からないんですけれども、そういう制度も今回作られました。なるべく早くお金が入るようにという要望に応えようということで今回の改正で、そういうふうになっています。

#### [ I 委員 ]

調停が成立して養育費が支払われると決まれば、強制執行が可能ですが、公正証書でも可能ですよね。離婚するときに、ちゃんと公正証書を作るのが無難ということでしょうか。

#### [ 委員長 ]

協議離婚される方で、公正証書で養育費を定めるという方もいると聞いてますけれども、家庭裁判所だと、もっと安く、同じ効力のあるものができるということで、実際には合意はほぼできているんだけど、調停を申し立ててこられる方もいることはいます。1回目で成立ということも、無くはないです。強制執行できるという効果の点では同じです。

#### [ D 委員 ]

公正証書が作れる方というのは、協議が整う方なんです。公証人役場は話合いのサポートはしてくれないので、養育費とか財産とか親権とか全部結論が出ていて、

それを公正証書にしてもらうことができる人たちなんですね。家庭裁判所に来ている方というのは、話し合いがそもそもまとまらない方なので、大体離婚の9割ぐらいが協議離婚で、その中に公正証書が入っていて、残りの1割の人たちがちょっと話し合いもできなかったり、もめて結論が出なかったりする選ばれた人たちが裁判所に来ているという感じです。

#### [ I 委員 ]

協議離婚のとき、弁護士さんのところに御相談されたりしていると思うんですけども、そこでも円満に協議離婚が成立しそうで、養育費とかも決めているけれども、払われる方は少なくなってしまうわけですよね。そうすると、なかなか弁護士さんのほうから公正証書を作りましょうとか、上手くいってるのに調停を申し立てましょうというわけにはいかないと思うんですけど、そこは本人たちの良心に任せるか、強制的にきちんしようとするか公正証書を作るしか、なかなか方法はないのですか。

#### [ D 委員 ]

弁護士に相談に来られた方には、大体、公正証書を作ったほうがいいですよというアドバイスはします。ちゃんと任意で払われると思うから大丈夫ですよとはあまり言わないです。公証役場か裁判所に行くかの差は、話し合いができるかどうか。話し合いができていない人たちには公正証書をお勧めしますし、先ほど委員長がおっしゃったように、1回で成立する調停というのは、方法としてはなくはないですけど、話し合いができない人たちは裁判所に行くように言います。

#### [ G 委員 ]

先ほどの模擬調停を見させていただいて、調停委員の職務が非常に難しい、大変なものなのだろうなというふうを感じさせていただきました。そこで質問させていただきたいのですが、この調停委員になるに当たって、研修制度のようなものがあるのかどうかというのと、あと適任だと思われる調停委員2名以上、指定するとい

うことですけれども、そのリスト、候補者リストのようなものはあるのかなのか、もしあるのであれば、どういうふうに作成しているのかを教えてくださいませんか。

#### [B 委員]

調停委員になるに当たって、事前に研修というのはいりません。調停委員に採用された後に研修を受けていただくということにはなりません。まずは新任調停委員向けの研修というのを受けていただいて、あとは経験に応じて裁判所側が研修を幾つか用意させていただいていますし、そのほかに調停協会という調停委員の団体の中でも自主的な勉強会みたいな形で研修を定期的にやっておられます。名簿は、調停委員として採用されたら調停委員名簿というものに掲載されますので、その中から、例えば、この先生はこういう事件が得意そうだなとか、日頃、拝見していて、こういう怖そうな人には、この先生がいいかなとか、いろいろ事案に応じてお願いするような感じかなと思っています。

#### [C 委員]

何回か前の家裁委員会場で調停委員の採用方法を協議されたことがあって、調停委員は、すごく収入的にも低いし、お話を聞く上で一番肝になるし、一番大変なんだなと思っていますけれども、そういう方はこちらからお声掛けされるのか、御本人がやりたいと言ってこられるのか、どういう割合なんでしょうか。

#### [委員長]

調停委員を職業にすることはできません。それで生計を立てていただくことはできないので、有償ボランティアというか、それに近いですね。お願いしてやっていただいている感じですか。一応、募集して、なりたいという方に来ていただくということにはなっています。それでもやっていただけているので非常にありがたいと思っています。裁判所の方から声を掛けるといえるのは、基本的にはないです。

#### [C 委員]



調停委員がそんなに大変なものだということを初めて知りました。裁判官の方は法律がバックにあるけれども、調停委員には身分も保証されていないので、ちょっと大変だなという感想を持ちました。全然論点が違ってすいません。

#### [H 委員]

私は、教育委員会で学校教員からスタートしている者なのですが、調停における資料や書面の提出というのは、どういうものをイメージされているのでしょうか。こういうことをなぜ聞くのかと言いますと、学校が関わるとなると親権のものしかないのですが、学校に対して親御さんたちがいろんなことを書いてくれと要望されることがよくあるんです。子供がちゃんと学校に行っているのか、欠席日数、様子、給食を食べているのかどうかとか、ちゃんとやっているんだという証明のために書いて欲しいものもあれば、もう一方からは、ちゃんと学校に行けてないんじゃないかということを書いてくれとか、いろんなものを要求されます。学校も中立公正な立場で、出せるものは出すんだろうとは思っただけけれども、どっちかが有利になったり不利になったりする場合もあったりするのかなと、思います。原則は相手に見せるということは知っているので、用件があれば裁判所から言ってもらえば、必要があれば書くので、そういうようにやってくださいと指導したりお願いしたりする場合もあります。そういう書面がどれぐらいの有効性があったり、どういうものが裁判所に出てくるのかな、というのが思ったところです。

#### [B 委員]

通常、調停事件で出していただく資料と言いますと、養育費を双方の収入に応じて決めますので、収入の資料というのを出していただきます。あと親権や面会交流が問題になったりするときは、これまでその方々がお子さんにどのように関わってきていて、今後どういうふうな態勢で育てようと思っているかみたいなことを陳述書という形で、それぞれ書いていただいたりします。学校側は、一方当事者から何か資料の作成を求められても困りますよね。だから、そういう資料が出てきたのを

見た覚えはなくて、学校の登校の状況とか、学校でのお子さんの過ごし方は、やはり家庭裁判所調査官が関係機関調査という形で、学校の先生にお尋ねして、それを公平中立な立場で報告書にまとめて出てくるという形になるかなと思います。

**[H 委員]**

「学校が書くべきものではないですよ、それは調査官から必要だと思うものはちゃんと提示するのでそのように伝えてください」というふうにお答えするようにして、学校が作ることは原則ないというのが現実かなと思っており、その対応で正しいのかなと思っていたので、それでいいのであれば自信を持って、学校にもこうですよと言うことができるかなと思います。ありがとうございました。

**[委員長]**

調査官のほうで学校をお訪ねして、いろいろ質問させていただくということは、よくやっています。保育園ですとか幼稚園とか学校での生活の資料というのが証拠として出てくることはよくあります。例えば、虫歯があるかどうかというのを結構重視されるんですね。結局、親がネグレクトしていると虫歯があるようになるんです。ちゃんと世話をしているあげると虫歯がないとかね。そういったところを当事者双方でやり合ったりとかしています。それから、若い御夫婦だと、知っていると思うのですが、最近、スマホ用に育児アプリというものがあるんです。両方で働いていたりすると、今日は御飯食べさせたとか、薬を飲ませたとか、お互いに書き込むと、ちゃんと相手がやってくれたなっていうのが分かるんですね。本来、それが正しい使い方になるんですけれども、親権を争っている人たちが、自分のほうがちゃんとやっているというのを、それを証拠で最近出してくるのがよくありまして、ちょっと切なくなります。正しい使い方ではないような気がするんですけれども、自分のほうがきちっと世話をしているんだというのは、よくアピールしてきますね。いかがですか。

**[D 委員]**

まさに育児アプリをよく出すなと思っっているんですけども、当事者としては、特にお金の問題よりも、むしろ子供をどちらが育てるかとかいうのは、本当に必死になって、皆さん、主張をされますし、だから育児アプリを出すこともあれば、私が何か頼む前に、私立の幼稚園は結構油断されるので、親に頼まれて証明書を出してしまったり、先生の個人名で、こういうふうに普段生活されていますとか、お母さんとはこんな関係ですみたいなことを、うっかり出してこられたりすることがあり、後で紛争に巻き込まれるからやめたほうがいいよと個人的には思っているものの、持ってこられたら代理人としては出さざるを得なかったりするようなこともあります。本来の調停の目的は、親権を勝ち取るものじゃなくて、子供のために落ち着きどころをみんなで探すもので、いろいろ主張はしつつ、まあまあって言いながら、親権者になれそうだったら、でも面会交流はしっかりさせてあげようやとか、何かそういう上手いゴールを導き出せるといいんですけども、ただただ対立が先鋭化してしまうと、多分子供にとってよくないので、その辺の動き方が難しいかなとは思ひ、当事者も代理人も裁判所も含めて、上手いこと連携して、感情を落ち着かせて合意ができるのが多分いい調停なんだろうと思っています。

#### [ B 委員 ]

もともと今日この委員会で家事調停を取り上げたのは、たしかある委員から調停というのが余り認知されていないんじゃないかとか、使いにくくなっているんじゃないかというようなお話があって、それで取り上げたというふうに理解してるんですけども、ほかの委員の皆様から見ても、家事調停というのがどれぐらい社会に認知されているのかとか、使いにくくなってる要因があるのかなのかとか、そのあたりお聞きできたらなと思うんですけども。

#### [ I 委員 ]

離婚がもめると調停を申し立てるっていうイメージはすごくありますが、お仕事をされていたら、調停を開かれる日時とか、やっぱり平日の昼間ということに

なるんでしょうか。ただ、その日程を調整しようと思うと、どうしても延びてしまったりとか、仕事の調整のために、その日は絶対に行かれないとかいうことがあったりしないのかなと思ったんですが。

**[委員長]**

調停段階から弁護士さんに頼んでの方がいらっしゃって、そういう方は大事な局面で来ていただいたりすれば足りる場合もあるんですが、基本的には弁護士さんが付いていてもいなくても、いない場合はもちろんなんですけども、御本人のことなので、御本人が関与していただかないと先へ進みません。おっしゃるとおりに、よく言われるのが土曜日はやってないのか、日曜日はやってないのかとか、夕方からは駄目なのかとか、いろいろおっしゃる方もいるんですけども、基本的には平日の17時までということになっておりますので、仕事が忙しい方は大変だろうと思うんですけども、ただ人生の一大事ですから、そこは何とかお願いしますということで都合をつけていただいているということになります。ですから、忙しい方とか日程を合わせにくい方の場合は、普通は次回いつにしましょうとって終わるんですけども、その先ぐらまで決めておくとか、いろいろ工夫しながらやっていきます。

**[I 委員]**

ちなみに、お昼時間とか、この時間はやっていません、という時間帯はあるんですか。

**[委員長]**

裁判所は12時15分から13時の間は休憩ということにはなっているのですが、調停が長引いて、もうちょっと、というときは12時15分を過ぎても、少し頑張ってやったりとかいうことは多々ございますね。

**[F 委員]**

今のお話に関係しますが、ウェブ会議による離婚等の和解、調停成立が令和7

年5月までに可能になるということで、あと1年しかない。使いやすいように見えるのですが、模擬調停を見ていると、いろんな難しいことのコンセンサスを得るので、ウェブで大丈夫なのかと、そもそも成り立つのかどうかというのを不安にも思うんですけども、ウェブによる離婚等の調停というのは、どういうイメージになるんでしょうかね。

#### [B 委員]

調停成立時に、今の制度ですと、必ず本人さんに出頭していただかないと調停がまとめられないですけども、今も調停自体はウェブでやっているんです。ウェブでやっていて、成立のときは来てもらうってということなんですけれども、それが成立時にもウェブでできるようになります。今も遠方にいらっしゃる当事者さんとか、病気とか事情があってなかなか裁判所までは来られないというような方に対しては、ウェブでつないで調停というのはやっております。やはり対面と比べると、コミュニケーションが多少は取りづらいところはあるのはあるんですけども、ただ電話でやり取りするよりは表情も見えてやりやすいところもありまして、ウェブ調停を実際に今やっているところです。不安に思われるというのは、どういった点になりますでしょうか。

#### [F 委員]

いわゆる最終的コンセンサス、例えばウェブだったら、あまりないと思いますけれども、第三者が入れ替わっていたりとか、そういうことが担保できるのかどうかというシステム上の問題もあるし、最後の最後ぐらいはお目に掛かって同意を得るというのがベターなのかなという点です。それとさっき言ったように、共同親権で非常に複雑化した中で、恐らくこのウェブ会議の導入の法改正の議論と共同親権の変更とリンクしないまま、別々に法改正をやっているんだと思うんですよ。諸々の調停における問題の複雑さと、ウェブによる一種の簡略化というのが上手くかみ合えばいいんですけども、かみ合わない可能性もあるのかなと。要するに面談する

に越したことはないので、そこはちょっと否定的に思うんですけども、やっぱり肝心要の成立時のオンライン化というかウェブ会議というのは、一抹の不安が残るのではないかなと思っています。

#### [B 委員]

確かに御本人さんなのかどうかという問題ですとか、あるいは調停は非公開で行われますので、ウェブでつないだときに、その先に誰か助言するような人が映ってはいないけどいるんじゃないかとか、そういう問題はあるかと思うんですけども、そのあたりは身分証明書をきちんと出してもらって本人確認をすとか、ウェブを始める際に周囲を映してもらおうとか、そういうふうな形で対応はしております。ただ、やはりちょっとややこしい話になって、対面でお話ししたほうがいいのか、あるいは非公開性にやや疑問があるとかいうような場合には、出頭してくださいという事で進めることになるのかなというふうには思っています。

#### [委員長]

自分の配偶者ですから、相手が見れば本人だなって分かるので、間違いがあることは、普通の事態では余り考えにくいんですけども、ただ関係ない人が映らないところに入っていて、後ろでブロックサインとか出しているんじゃないかとか、それは確かにいつも心配されているところで、いろいろ配慮しながらやっています。ウェブ会議ができる前に、その前段階として、今でもあるんですけども、電話でやっている時代があったんですね。その頃を経験している人からすると、顔が見えるだけ全然違うということで、かなり前進したなというようなイメージを持っています。それがなくて、いきなりウェブから入ったら、また印象は確かに違うかなという気もいたします。ウェブのいいところは、相手と会いたくないという人が結構多いので、特に奥さんのほうが御主人と会いたくないというときに、直接顔を合わせずに済むというようなメリットもありまして、意外と好評に受け止められています。調停を利用しやすくする制度としては結構いいものではないかなと、ここで売り出

し中なんですけれども。

**[ I 委員 ]**

平日の昼間に来る場合、移動時間もあると思いますので、そういう意味でいうと、ウェブだと移動時間がなくて済みますから参加しやすいのかなというふうには思いました。

**[ C 委員 ]**

ただ初めて聞いたときはびっくりしました。電話で聞くんだと思って。対面でやるのが当然と思っていたものだから、すごくびっくりしたんですけれども、そのように一般的にみんな知らないんじゃないんですか。それだったら行ってみようかなという人はいらっしゃるかもしれないと。初め聞いたときはびっくりしたけれども、今は敷居が低くなった、本当にそう思いますね。

**[ 委員長 ]**

今の御意見は、調停をより利用しやすくするためには、ウェブ調停もあるので、どんどん説明していったほうがいいんじゃないかと、こういう御意見として伺えばよろしいですか。

**[ C 委員 ]**

もっと公表したほうがいいのではないのでしょうか。

**[ 委員長 ]**

ありがとうございます。

**[ G 委員 ]**

家事調停について、私は大学の法学部にいるので、ほっといても耳に入ってくるんですけれども、どういう形で一般の方々にアピールというか、広報されているのか教えていただけますでしょうか。裁判所のホームページには載っていますけれども、一般の方はあまり見ないと思うので、それ以外の形で、どういう形で告知されているのか、もしあれば教えていただけますでしょうか。

**[委員長]**

今の方は、大体すぐにインターネットで調べまして、よく弁護士さんが広告ですが、御自身でウェブサイトを開設したりして、そこで結構詳しく説明していたり、多分、裁判所よりも、そちらが先にヒットしたりするのかなと思います。いろんなところで、いろんな人が紹介していたりしますし、調停という名前ぐらひは聞いたことがある人や、さっきおっしゃっていた委員がいましたが、離婚とくれば調停という、そういうイメージの人は少なくないと思うので、調べればすぐ当たるようになっていしょうけれども、裁判所がやんなきゃ駄目だと言われたら、裁判所の宣伝の仕方が足りないぞということであれば、ちょっと考えなければいけないのですけれども。

**[ I 委員 ]**

家庭裁判所には離婚のほか、私は仕事柄、成年後見制度とかは家庭裁判所というイメージがすごいあったんですけれども、今回委員になるに当たって、相続もそうかとか、実際に何の項目について家庭裁判所に御相談するものなのかというのが分かりにくくはありました。相続って、ああ、そうか家庭裁判所かって、ちょっと思ったところはありません。

**[ C 委員 ]**

私は母の後見人を選定してもらったことがあって、そのときに初めて、この裁判所に入りましたね。基本的にはあまり近づきたくないと思ってしまうけれども、本当に困った人は探されるでしょうね。

**[ I 委員 ]**

銀行であるとか、もっと気軽に普段こういう問題が起きる前に行くようなところにパンフレットとかリーフレットがあると、こういうときに家庭裁判所なんだなって確かに思うようになると思いました。

**[委員長]**



ありがとうございます。ほかに何か御意見がありますでしょうか。

**[C 委員]**

私のイメージですけれど、裁判所に行くと判決をもらってしまって、それは覆せないという印象があって、そういう印象がどっちかといえは強いので、あまり行きたくないなと思っていました。逆に自分の思いがちゃんと聞いてもらえるのかなというふうな不安感がありますね。一般の人もそうじゃないかなと思いますけど。

**[委員長]**

そうすると、模擬調停だけでは、ちょっとよく分からなかったかもしれませんがけれども、実際にはかなり時間を掛けて双方から聞くんですね。ですので、ちゃんと話を聞きますよと、聞いてもらえるところなんですよというのをもうちょっとアピールしたほうがいいんじゃないかと、こういうことになりますか。

**[C 委員]**

あまり知られていないので。

**[D 委員]**

弁護士のところには相談に来られる方でも、裁判所に行くと、もめてる人だと思われるとか、例えば調停を申し立てたときに相手方が、「調停なんか申し立ててきやがって」という感じで怒られる方もいるんですよ。別に怒らせようと思ってやっているわけではなくて、いい解決を目指して、当事者だけだと、とても感情的になって、なかなか話ができない。弁護士を付けたら弁護士を付けたで、「弁護士なんか付けよってからに」みたいな感じで怒られる方もいて、ただ話合いをして、いい着地ができると、調停をしたことによって円満な方法で離婚できる方も中にはいらして、それは裁判所で、調停委員の方々が一生懸命話を聞いてくれたりとか、当事者だと、やっぱり自分の目からの物の見方になりますが、客観的な視点で、でもこういう考え方もできるよねとかいう感じで、少し時間は掛かるんですけど、時間が掛かるのもプラスもあると思うので、それでいい解決ができるための手段だと思って

いるので、そこをもう少し、もめるために来るんじゃないなくて、いい解決になるぞみたいな、成功事例みたいなもののアピールがあるといいのかもしれませんが。裁判所を怖がっている方は、結構いるような気がするので、調停手続は、本当に弁護士を雇わなくても、当事者だけでも調停委員の先生方が第三者として関わってサポートして話し合いを解決に導いてくれる、安くていい制度だと私は思っています。そこが宣伝できるといい。

**[委員長]**

貴重な意見を伺わせていただきまして、どうもありがとうございました。是非今後の参考にさせていただきたく存じます。

## **6 次回日程及びテーマ**

### **(1) 次回開催日時**

令和6年12月20日（金）午後3時

### **(2) テーマ**

採用広報について（仮）